

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【公表番号】特表2002-514483(P2002-514483A)

【公表日】平成14年5月21日(2002.5.21)

【出願番号】特願2000-548046(P2000-548046)

【国際特許分類】

A 6 2 B 18/08 (2006.01)

【F I】

A 6 2 B 18/08

D

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月18日(2006.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】患者の顔に当てることができる少なくとも一つの表面部を形成したマスク本体を有する一般的な患者の非侵襲性呼吸用のカスタマイズ可能な顔／鼻マスクにおいて、少なくとも前記表面部に、形状記憶されていない少なくとも一つの物質を収容するチャンバーを有し、前記形状記憶されていない少なくとも一つの物質が、化学的および／または物理的な反応を起し、患者の顔の任意の型を形状記憶を有する物質へと変化することができることを特徴とする顔／鼻マスク。

【請求項2】患者の顔に当てることができる前記表面部が柔軟性要素から形成されていることを特徴とする前記請求項1に記載のマスク。

【請求項3】前記容器チャンバーが、破開可能な膜でお互い分離された第1区画と第2区画からなり、前記第1区画と前記第2区画はそれぞれ第1成分と第2成分を収容し、前記成分は互いに反応して形状記憶を有する物質となることを特徴とする前記請求項1または2に記載のマスク。

【請求項4】前記チャンバーは、第2容器と、該第2容器から破開可能な仕切により分離された第1容器とからなり、前記第2容器に、第1容器内に収容された第1成分と反応するのに適した第2成分を押し出すためにプランジャーを有すること特徴とする前記請求項1から3のいずれかに記載のマスク。

【請求項5】前記容器チャンバーが前記柔軟性要素により範囲を決められ、外側から注入される物質を導く入口を有し、前記物質は前記チャンバーに注入されると反応して形状記憶を有する物質になるのに適していることを特徴とする前記請求項1から4のいずれかに記載のマスク。

【請求項6】前記物質の反応温度が40℃か40℃以下であることを特徴とする前記請求項1から5のいずれかに記載のマスク。

【請求項7】前記少なくとも一つの物質が、形状記憶のない物質から形状記憶を有する物質へと変化する反応時間が10分未満であることを特徴とする前記請求項1から6のいずれかに記載のマスク。